主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

一 控訴人代理人は、「原判決を取消す。東京地方裁判所昭和五一年(ヨ)第二四 一三号地位保全仮処分申請事件について、同裁判所が昭和五二年四月八日にした仮 処分決定を認可する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判 決を求め、被控訴人代理人は、主文同旨の判決を求めた。

二 当事者双方の主張及び証拠関係は、原判決七枚目裏末行「得えない」を「得ない」と訂正し、当審における証拠の提出、認否につき次のとおり付加するほか、原 判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

(証拠省略)

理 由

一 当裁判所も、控訴人の本件仮処分申請は失当であると判断するものであつて、 その理由は、次のとおり訂正、削除、付加するほか、原判決理由のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決一五枚自表九行目「第五九号証」を「第五八号証」と、次行「第六〇号証の一ないし四」を「第八一号証の一ないし四、原本の存在及び成立に争いのない疎甲第六五号証の一ないし七」とそれぞれ改める。

2 同一九枚目表七行目「逮捕され」の次に「、引き続き同月一六日勾留され」と 加入する。

4 同二七枚目表二行目「申請人」から同裏一〇行目までを次のとおり改める。「特許申請が一般に秘密を要するものであることに加えて、控訴人は、東芝の時代の最先端を行く技術開発に関与し、高度の企業秘密に触れる立場にあつたのあるから、控訴人と東芝との間には特別の信頼関係が維持されることが必要であったと考えられる。しかるに、本件解雇当時、控訴人は、起訴を免れていたとはいえ、その嫌疑を晴らすに足る釈明はなく、少なくとも、控訴人と共産同エルゲー派との間に何らかの関係が存するという疑いを払拭しきれない状況にあったものということができ(嫌疑不十分による不起訴処分があったことも、この疑惑を完全に解消させるものとは認められない。)、東芝において、控訴人とエルゲー派との関係を疑

い、控訴人が被控訴人に雇用されている限り、これに従来どおり出願事務等の依頼をすることに危惧の念を抱くのもやむをえないことであり、したがつて、被控訴人において、その主宰する特許事務所と最大の顧客の間柄にある東芝との関係を維持するため、東芝の意向に沿いその危惧を除去する手段として、控訴人を解雇せざるをえないと判断したことも、首肯しうることである。すなわち、右のような顧客との信頼関係の維持に特別の配慮を要する被控訴人の業務の特殊性と、控訴人が従前東芝の企業秘密の中枢に関与していた事情とに鑑み、かかる解雇は、業務上の必要に基づくものと認めることができる。」
5 同二九枚目裏八行目「少なくとも」から次行「行動している」までを削除す

5 同二九枚目裏八行目「少なくとも」から次行「行動している」までを削除する。 二 したがつて、原判決は相当であって ★仲物毛は 四十 パカ・・・

二 したがつて、原判決は相当であつて、本件控訴は、理由がないから、これを棄却し、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法第九五条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 井口牧郎 野田宏 藤浦照生)